

令和3年度 第1回宮城県文化財保護審議会 議事録

日 時：令和3年11月12日（金）午前10時から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出 席：荒木委員，永広委員（会長），近江委員，川島委員（副会長），菅野委員，
菊池委員，佐藤委員，都丸委員，永井委員，長岡委員，平吹委員

欠 席：なし

○司会（佐藤総括）

ただいまから，令和3年度第1回宮城県文化財保護審議会を開催いたします。

議事に先立ちまして，今回新たに委嘱しました委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず，阿子島委員の後任として，東北大学埋蔵文化財調査室客員准教授の菅野智則委員です。

○菅野委員

どうぞよろしくお願いたします。

○司会（佐藤総括）

次に，長島委員の後任として，仙台市教育委員会生涯学習部文化財課長の都丸晃彦委員です。

○都丸委員

都丸でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○司会（佐藤総括）

なお，委嘱状につきましては，あらかじめ委員の皆様には郵送にて交付しておりますので御了承ください。

それでは，開会にあたりまして，伊東教育長から御挨拶を申し上げます。

○伊東教育長

教育委員会教育長の伊東でございます。本日は大変お忙しい中御出席を賜りまして，ありがとうございます。厚くお礼を申し上げたいと思います。委員の皆様におかれましては，日頃より本県の文化財保護行政の推進につきまして，御指導，御協力を賜っております。重ねてお礼を申し上げたいと思います。また，ただ今，御紹介させていただきました，今回から新たに東北大学の菅野先生，そして，仙台市教育委員会の都丸文化財課長に委員として加わ

っていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

県教育委員会では、昨年度になりますが、令和3年3月に、おかげさまで、宮城県文化財保存活用大綱を作成することができました。皆様におかれましては、貴重な御意見を賜りました。本当にありがとうございました。感謝申し上げます。今後は、この大綱に基づきまして、文化財保存活用に係るアクションプランの作成を検討してまいりたいと考えております。市町村におきましては、この県の大綱を基に、地域計画を策定していただくということになりますが、県教育委員会といたしましては、市町村に対する支援を行うとともに、文化財保存活用の課題を継承しながら、県指定文化財の指定に向けた作業を進めてまいりたいと考えております。引き続き御指導賜りますようお願いをいたします。

本日の審議会では早速となりますが、県指定文化財の指定に向けての御協議をいただきます。委員の皆様御意見を賜りたいと思っております。また、その後、昨年度の事業実績及び今年度の事業計画等について御説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、今年度の審議会日程についてでございますが、計画では、6月に第1回目を開催した上で、年度内に計3回開催させていただくという予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がございまして、また、1回目の開催が本日ということになりましたことから、今後の開催日程をどうするか、あるいは、開催方法につきまして、後程改めて御相談をさせていただきたいと考えております。

本日は、長時間にわたる会議となりますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（佐藤総括）

本日の審議会の定足数について報告いたします。委員11名全員に御出席いただいておりますので、文化財保護審議会条例第6条第2項に規定する、会議の定足数を満たしております。

議事に入ります前に、伊東教育長は、次の予定がありますことから、ここで退席をさせていただきます。

○伊東教育長

どうぞよろしくお願いいたします

○司会（佐藤総括）

続いて、議事に移りたいと存じます。ここからは、文化財保護審議会条例第6条第1項の規定により永広会長に議長をお願いいたします。

○永広会長

議事に入ります前に、本日の議事内容の協議事項にあります「県指定文化財の指定に向けて」の内容には、公開されていない個人情報等が含まれておりますことから、情報公開条例第19条により、非公開とさせていただきたいと思いますが、皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思っております。委員の皆様いかがでございましょうか。

○委員一同

(異議なし)

○永広会長

それでは、情報公開条例第19条の規定により、3分の2以上の多数の御意見がありましたので、本日の令和3年度第1回宮城県文化財保護審議会の協議事項「県指定文化財の指定に向けて」は、非公開とさせていただきます。

(1) 協議事項 【非公開】

(2) 報告事項 【公開】

○永広会長

続いて報告事項に移ります。

傍聴の方はいらっしゃらないですか。

○光岡班長

一人いらっしゃいますので、少々お待ち下さい。

○関口班長

報告事項として、アからサの11項目を報告いたします。時間も限られておりますので、それぞれ概要にとどまることを御了承ください。

なお、本報告は、9月1日開催の審議会に向けて取りまとめたものとなりますので、最新の情報については口頭にて報告するとともに、次回審議会では書面にて再度報告させていただきます。

1ページ目をお開きください。本審議会の部会である松島部会について、前回審議会以降7月までの内容の報告です。松島部会は、偶数月に開催し、特別名勝松島に係る現状変更の協議と諮問、そして、事務局決裁事項の報告を行っております。また、毎月1回、部会長決定による現状変更の審議も行っております。これまでのおよそ半年の開催状況は下記のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の度合いにより、適宜オンラインでの会議開催を行

っております。

続いて、2 ページ目を御覧ください。東日本大震災にかかわる復旧・復興事業について、3 件の報告です。まず、指定文化財等災害復旧支援事業。震災から 10 年が経過し、事業は名勝齋藤氏庭園のみとなっております。

なお、この事業も令和 2 年度の繰越であり、年度内には、災害復旧としては完工の予定で
す。

続いて、3 ページ目、復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査事業は担当班長より説明させていただきます。

○生田班長

はい、担当から御説明いたします。震災から 10 年経過したということで、総括的なものをいたしております。データについては表にまとめてありますので、適宜御覧ください。発掘調査件数の推移についてですが、試掘確認調査事業が 323 件してありまして、ピークは、集中復興期間内の平成 24 年から 27 年度に集中しております。来期、復興創成期間内の令和 2 年度までに概ね収束してありまして、圃場整備関連 35%、道路 27%、住居関連 21%、漁業関連、堤防関連・その他というふうになります。このうち本発掘調査に至ったものが 86 遺跡あります。試掘確認調査の 27%が本発掘調査になっております。これにつきましても、ピークは集中復興期間内の平成 24 年から 27 年度に集中してありまして、令和 2 年度までの、第一期復興創成期間内で概ね収束してあります。本発掘調査については、道路関係と住居関係が非常に多くございまして、続けて圃場整備、住居関連、堤防関連というふうになって
おります。

続きまして、4 ページ目。発掘調査が終了した後に、報告書を刊行することになっておりますが、これにつきましては、山元町、気仙沼市、宮城県、仙台市の 4 自治体で全体の半分強を占めるというようなことになっております。報告書については、ピークは集中復興期間の終わりの方から、第一期復興創成期間前半期の 27 年度から 29 年度に集中しております。第一期復興創成期間内の令和 2 年度で、概ね終了の傾向にあります。令和 3 年以降も、第二期復興創成期間内にも、16%となっております。

続けて、把握調査体制につきまして、御説明いたします。自治法派遣等により他県等から、数多くの支援を受けたわけなのですけれども、ピークは集中復興期間から、第一期復興創成期間の初期、24 年度から 28 年度に集中します。

なお、それ以降の平成 29 年以降については、気仙沼市、多賀城市、山元町など、比較的
事業量が多く残っている特定の自治体で、職員の派遣の継続があります。

令和 3 年度以降の展望につきましては、発掘調査につきましては、大規模事業の本発掘調査は、石巻市の石森城跡、中沢遺跡の完了をもってすべて終了いたします。対して報告書作成については、引き続き、当課、気仙沼市、石巻市、多賀城市、山元町で整理が継続して
ありまして、令和 3 年度にほとんど完了するということになりまして、令和 6 年度をもって

すべて終了する見込みになっております。以上です。

○関口班長

続いて、6 ページ目を御覧ください。被災ミュージアム再興事業について。平成 24 年度から続けてきた本事業は、令和 2 年度に至り、東北歴史博物館と亘理町郷土資料館のみとなっております。いずれの館の事業においても、修理対象資料の安定化が一定程度図られたことにより、昨年度一杯でこの事業は完了しております。資料にはこれまでの事業一覧を掲載しましたので御確認ください。

なお、事業は完了した、と申し上げましたが、厳密にはこれからも資料の経過観察等は必要であり、これらについては日常的な博物館事業として継続することとなります。

続いて、8 ページから 10 ページにかけて御覧ください。文化財の指定・選定・登録・認定等について。前回の審議会からこれまでに、登録有形文化財で 12 件の登録答申がありました。

なお、10 月には、漆紙文書の重要文化財指定について答申もございましたので、追加資料を別添にて用意させていただいております。併せてご確認いただければ幸いです。

続いて、11 ページを御覧ください。指定等文化財の補助事業についてです。まず、県指定文化財では、有形文化財の建造物 3 件の保存修理と、美術工芸品 1 件の環境保全、天然記念物 1 件の樹幹保全、史跡 1 件の環境整備を実施しております。また、例年どおり、無形文化財並びに無形民俗文化財においては、後継者育成等に補助をしております。

国指定等文化財については、国庫補助事業がベースとなっている事業すべてを一覧で掲載しました。重要文化財や記念物の保存修理のほか、埋蔵文化財の発掘調査や活用、史跡等購入にかかる事業も実施されております。

なお、国庫補助事業のうち県が実施している事業は、12 ページの 9 番 10 番の宮城県図書館事業、12 番から 14 番の多賀城跡整備、13 ページ 27 番のカモシカ調査、29 番の発掘調査（これは多賀城跡の調査や東北歴史博物館での保存処理を含みます）、そして 44 番の文化財パトロールとなります。

15 ページを御覧ください。ここからは指定文化財の現状変更等について報告となります。15 ページは、過去 2 年を含む現状変更等処理件数一覧、16 ページからは、前回審議会から 7 月 31 日までに処理した史跡名勝天然記念物の現状変更等一覧です。番号で言うと 9 番から 185 番までが特別名勝松島の現状変更です。

25 ページを御覧ください。史跡名勝天然記念物の滅失・き損の報告です。一覧としては国指定 5 件、県指定 1 件となりますが、特別天然記念物カモシカの滅失については、26 ページに近年の市町村ごとの届出件数をまとめております。また、表の下には令和 2 年度の死因内訳を記載しました。石巻市や気仙沼市といった海沿いでの滅失が増加しております。

27 ページを御覧ください。記念物以外の、特に有形文化財にかかる現状変更・修理・滅失・き損の報告一覧です。国指定で 3 件、県指定で 3 件の処理しております。

28 ページを御覧ください。指定文化財の公開許可についてです。県指定 3 件の許可を処理しております。公開承認施設での事後報告としては東北歴史博物館の 2 件を進達しております。これまでの報告すべてにおいてそうですけれども、仙台市分は政令市ゆえ経由事務をしておりませんので、仙台市分に関しましては、文化庁へ直接進達となりますので、ここに含まれていないこと、あらかじめ御承知おきます。

29 ページを御覧ください。過去 3 か年の銃砲刀剣類の登録等状況をまとめたものです。

なお、刀剣審査会は年 6 回、奇数月に開催しております。本年度は新型コロナウイルス感染症流行の関係で開催が危ぶまれましたが、今のところ対策をとって開催しております。

30 ページを御覧ください。文化財保護指導員の令和 2 年度事業の報告です。令和 3 年度について、最終行に秋季研修会は開催と記載しておりますが、昨年同様中止となりましたことを御報告いたします。

続きまして、31 ページ埋蔵文化財の発掘状況と成果については担当班長より報告させていただきます。

○佐藤班長

埋蔵文化財 2 班の佐藤です。「埋蔵文化財の発掘状況と成果について」ということで一覧にさせていただきました。令和 2 年度の発掘調査につきましては、受託事業のマッピング事業ですけれども、国道 4 号の工事ということで 1 件、それから県の事業になりますが、水尻川護岸復旧工事で 1 件、そして栗原 I C の整備事業、これ国庫補助事業による調査になりましたが 1 件ということで、県の主体としてはこの大きく 3 件の調査を実施しております。

そのほかに、市町村の協力ということで、昨年度は 22 件の調査を実施いたしました。そしてその 2 番には、今年度実施しております調査の一覧を載せさせていただいておりますが、ほぼ例年どおりといたしますか、横ばい状況の調査件数ということになっております。

本日なのですけれども、報告したいといたしますか、お伝えしたいことにつきましては、埋蔵文化財専門職員については、先ほど議題にもありましたけれども、人数としては、各市町村に配置されておりますが、今のところ 7 市町村でまだ未配置というような状況でございます。県の職員もそうなのですけれども、専門職員が近年、若年化の傾向にございます。県としましては、市町村支援・協力ということも含めて、この発掘調査の市町村協力を行っていく。事業の迅速化や効率化を図るということとともに、人材育成の観点からさらに勉強を推し進めていきたいと考えています。県と市町村全体ということではなくて、県と市町村、一対一の関係は今後も継続して、続けていきたい。整備事業においても協力を押し進めていきたいと考えております。ちなみに今年度は、気仙沼、それから南三陸町の専門職員の方が、当課の整理室に通年来ておまして、一緒に整理作業を行っているというような状況で、人材育成に対する支援を行っている状況です。以上です。

○関口班長

続いて、34 ページを御覧ください。令和 3 年度文化財保護にかかる事業として、宮城県地域文化遺産復興プロジェクト、北海道東北ブロック民俗芸能大会、有形民俗文化財の基礎調査の報告です。このうち、2. 第 63 回北海道・東北ブロック民俗芸能大会については、ここに開催可否を検討中と記載しておりますが、このたび延期が決定したことを御報告申し上げます。

最後、A3 折込の 35 からページを御覧ください。当課が事務局をつとめております日本遺産「“伊達”な文化」魅力発信推進事業です。平成 28 年度に日本遺産として認定された「政宗が育んだ“伊達”な文化」では、認定後から「日本遺産魅力発信推進事業」を実施しております。一昨年度からは経常的な取り組みを試み、基本計画をもとに構成自治体らと連携した事業を実施しており、企業連携などの実績も積むことができました。

報告事項は以上でございます。

○永広会長

ありがとうございます。報告事項について何かありましたら。

○川島副会長

24 ページの現状変更の調査で、193 番の、これは足島という江ノ島の近くなのですが、申請内容の水銀汚染というのは、具体的に何か事件があったのですか。

○齋藤技師

この陸前江ノ島はその前の 192 番と 193 番は同じ事業者山科鳥類研究所から出ておまして、事件があったというよりは、全国的なモニタリング調査の一環として水銀汚染実態調査というものの現状変更が出されております。

ここで何か水銀が撒かれて事件が発生したということではなく、モニタリング調査ということになっております。以上です。

○川島副会長

了解しました。

○永広会長

その他ございますか。

事務局からは、何かありますか。

○光岡班長

管理調整班の光岡です。事務局から2点申し上げます。第2回宮城県文化財保護審議会についてですが、日程が近づきましたら、委員の皆様にご日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目です。本日提出物のほうをいただいておりますけれども、未提出の先生方におかれましては、お帰りの際に御提出いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○永広会長

ありがとうございます。第二回について、おおまかな予定はなにかございますか。

○関口班長

例年は年明けですけれども、いろいろと状況を見ながらまた調整させていただければと思います。いずれにしても1月以降、3月までのどこかになるかと思えます。

○永広会長

他になれば、以上で本日の議事の一切を終了いたします。

○司会（佐藤総括）

御審議ありがとうございました。会長をはじめ、委員の皆様、大変ありがとうございました。これを持ちまして、令和3年度第1回宮城県文化財保護審議会を終了いたします。